官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○船員法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七）　二
○防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（防衛一）　三
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示（内閣府五）　三
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部を改正する件（厚生労働三一）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（同三二）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量（同三三）　四
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務四〇）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（同四一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一五七～一六四）　五
○信号符字を点附した件　五
○信号符字を取り消した件（同二六八）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（同二六九）　六
○船舶国籍証書が無効となった件（同二七〇）　六
○水先人に免許を与えた件（同二七一）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二三、二四）　六
○都市計画に関する件（中国地方整備局一三）　七
○道路に関する件（同一四）　七
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
登録漁ろう操船講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録漁ろう操船講習管理者等の研修等に関する公示（同）　八
国家試験
令和八年度衆議院事務局職員採用試験公告（衆議院事務局）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一九）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○国土交通省令第七号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第四百十七号）の施行に伴い、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第七十条の十二**　船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。	（在勤官署の所在地） **第七十条の十二**　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。
（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴） **第九条の三**　法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。 一　（略）	（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴） **第九条の三**　法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。 一　（略）

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　海技士（機関）の資格の海技士　総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令第十五条第一項第一号の機関長 三　（略） 2　（令第十五条第一項第一号の国土交通省令で定める区域） **第百二十五条**　令第十五条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。 （令第十五条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域） **第百二十六条**　令第十五条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域は、Ａ1水域及びＡ2水域とする。	二　海技士（機関）の資格の海技士　総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令第十三条第一項第一号の機関長 三　（略） 2　（令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域） **第百二十五条**　令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。 （令第十三条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域） **第百二十六条**　令第十三条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域は、Ａ1水域及びＡ2水域とする。

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第二十四条**　船員法関係手数料令第十一号イ(2)の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。	（在勤官署の所在地） **第二十四条**　船員法関係手数料令第九号イ(2)の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

附　則

この省令は、船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日から施行する。

○防衛省令第一号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日

防衛大臣臨時代理　国務大臣　赤間　二郎

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第二種事業の判定の基準） **第十六条**　第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一・二　［略］ 三　当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ソ　［略］ 四　［略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（第二種事業の判定の基準） **第十六条**　第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一・二　［同上］ 三　当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ソ　［同上］ 四　［同上］ 2　［同上］

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和八年二月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和七年内閣府告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 **第一条**　［略］ （経過措置） **第二条**　令和十二年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**附　則** **第一条**　［略］ （経過措置） **第二条**　令和九年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第三十一号

急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十六号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一　（略）

二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又は急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十六号）第七の一の1の規定により推進することとされる同法第二条第三項第一号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）

三～五　（略）

○厚生労働省告示第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の十一第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

一　エフェドリン。ただし、外用剤を除く。

二　コデイン。ただし、外用剤を除く。

三　ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。

四　ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。

五　デキストロメトルファン。ただし、外用剤を除く。

六　プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。

七　ブロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。

八　メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。

○厚生労働省告示第三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量は、一包装であって、かつ、次の各号に掲げる医薬品ごとに、当該医薬品の用法及び用量からみて当該各号に掲げる日数分の数量を超えないものとする。

一　エフェドリン（外用剤を除く。）　五日

二　コデイン（外用剤を除く。）　五日

三　ジヒドロコデイン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

四　ジフェンヒドラミン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

五　デキストロメトルファン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

六　プソイドエフェドリン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

七　ブロモバレリル尿素（外用剤を除く。）　五日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

八　メチルエフェドリン（外用剤を除く。）　五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

その他告示

○総務省告示第四十号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年二月十三日

総務大臣　林　芳正

名　称	自由民主党本部周辺地域
期　間	令和八年二月十七日から令和九年二月十六日まで
地　域	東京都千代田区　平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　共同訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年二月十四日から令和八年三月九日まで

三　派遣人数（概数）　二百八十人程度

四　派遣地域　タイ王国

○農林水産省告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市塩前字塩沢西三〇三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩沢西三〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県大月市笹子町黒野田字西久保九五一から九五四まで、字猿畑九五五から九六三まで、字穴沢一〇〇〇の四、一〇〇〇の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿畑九五八、九六一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町川嶽字境谷二五六五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字境谷二五六五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字田代一一四二の一八、一一四二の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田代一一四二の一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字家ノ上一一七四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町北村字権現坂六三二の四五、六三二の一三九、字兌床平九四二の一、九四二の三、九四二の二三、字伊勢谷口九七二の一、九七二の二六、字粟谷九八二の二、九八二の三、九八二の九、九八二の四三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字峠五六の二から五六の四まで、五六の八、五六の一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峠五六の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県登米市津山町横山字本町八三の四、字上の山一の一、四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百六十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
JD5574	144983	プリンセス　ベル	令和7.11.7
7KSU	144927	疾風	7.11.10
7KUC	145027	NEPTUNE ACE	7.11.10
7KTB	144961	SG LAGOON	7.11.11
JD5623	145057	希宝	7.11.11
JD5505	144877	大和	7.11.12
JD5612	145044	しんゆう	7.11.12
JD5596	145018	第三十住若丸	7.11.13
7KTU	145010	TUBARAO MARU	7.11.14
JD5610	145042	REALIZE	7.11.17
JD5593	145011	はるかぜ	7.11.18
JD5615	145047	第一進栄丸	7.11.18
JD5619	145051	太晴	7.11.18
7KUI	145041	SAIKO	7.11.21
JD5583	144998	第八幸秀丸	7.11.25
7KRQ	144856	そうや	7.11.27
7KTM	144989	海鳳丸	7.11.27
JD5594	145012	SeaMAX	7.11.27
JD5617	145049	新希洋	7.11.28
7KTH	144977	第八永盛丸	7.12.2
JD5606	145034	いせしお	7.12.2
7KUF	145036	EUPHONY ACE	7.12.3
JD5639	145078	わだつみ	7.12.5
JD5613	145045	新玄海	7.12.9
7KTX	145016	NSU TUBARAO	7.12.10
JD5614	145046	大幸丸	7.12.11
JD5629	145065	たいほう丸	7.12.12
7KTJ	144980	しーかーご2	7.12.16
7KUH	145038	DIVINE ACE	7.12.19
JD5587	144995	若田丸	7.12.19
7KUG	145037	SWAN ACE	7.12.24
7KUK	145052	SAKURA BRIGHT	7.12.25

○国土交通省告示第二百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JPNZ	137107	みはま	令和7.11.5
JG5326	134965	せきかぜ	7.11.5
JH3491	135659	ILAKINI	7.11.10
JM5846	130503	第二十八浜吉丸	7.11.11
JK5442	135276	第十興徳丸	7.11.14
JL6491	137033	はるかぜ	7.11.14
JE2847	126667	第八正進丸	7.11.17
JG5377	136619	舞鶴丸	7.11.18
JM5845	130502	第二十七浜吉丸	7.11.18
JG4754	130236	はやて	7.11.19
JL6468	135503	第三十住若丸	7.11.20
JMZW	130552	第三十五昇喜丸	7.11.21
JD3493	141734	山洋丸	7.11.21
JL6612	136536	明春丸	7.11.25
JD2690	132879	ガリンコ号2	7.11.27
JH2928	124363	第十二欣盛丸	7.12.1
JG5144	133811	函洋丸	7.12.4
JL6112	133006	第一浪花丸	7.12.4
JM5487	127862	第二十一かいせい	7.12.4
7JSP	142257	NOBLE SALUTE	7.12.9
7KWV	130384	第五十八若潮丸	7.12.12
JM5878	130469	第三十一宇野丸	7.12.12
JM5879	130470	第三十三宇野丸	7.12.12
JRZJ	134956	第五十二正幸丸	7.12.17
7JNQ	141825	ELEGANT SALUTE	7.12.19
JH3302	133208	marumasa 8号	7.12.22
JJ3618	130834	第八永寿丸	7.12.24
JM5792	130452	第八海幸丸	7.12.25

○国土交通省告示第二百六十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0919987	平成21.4.20	130384	第五十八若潮丸
A15211008	27.5.21	140335	第十七輪島丸

○国土交通省告示第二百七十号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
1945	平成10.3.9	124363	第十二欣盛丸

○国土交通省告示第二百七十一号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四七九号	中塚　達也	大阪府	令和八年一月二十七日	長崎水先区

○関東地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区小渕字大道下一九一一番一から同市緑区小渕字大道下一八八五番三まで	前	七・〇メートル	〇・八キロメートル
	後	一五・三メートル	一・二キロメートル
	前	四・〇メートル	〇・九キロメートル
	後	一三・三メートル	一・四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	千曲市大字桜堂字桜田四七五番一から同市大字杭瀬下字東沖三七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十三日

○中国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年中国地方整備局告示第十八号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業三・五・十三号松江熊野線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　九号

供用開始の区間　米子市淀江町佐陀字東御山跡八五二番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十三日

人事異動

国家公安委員会

（警視庁刑事部長）警視監　親家　和仁

警視庁副総監を命ずる

（警視庁副総監）同　鎌田　徹郎

大阪府警察本部長を命ずる

（警察庁交通局交通企画課長）同　井澤　和生

沖縄県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）兼生活安全局付）同　松田　哲也

警視庁刑事部長を命ずる（以上一月二十二日）

警視総監　迫田　裕治

辞職を承認する

（警察庁警備局長）警視監　筒井　洋樹

警視総監に任命する

（警察庁警備局警備運用部警備第三課長兼警備運用部付兼長官官房付）警視長　前田　勇太

長崎県警察本部長を命ずる

（愛知県警察本部警務部長）同　平松　伸二

大分県警察本部長を命ずる

（長崎県警察本部長）警視監　遠藤　顕史

警視庁交通部長を命ずる

（警察庁長官官房付）同　鶴代　隆造

警視庁公安部長を命ずる（以上一月二十三日）

警察庁

（警察大学校長）警視監　猪原　誠司

辞職を承認する

（中部管区警察局長）同　郷治　知道

（警視庁警務部長）同　佐野　裕子

警察庁長官官房付を命ずる（各通）

（警察庁長官官房付）同　郷治　知道

（同）同　佐野　裕子

辞職を承認する（各通）

（大阪府警察本部長）同　岩下　剛

警察大学校長を命ずる

（警察大学校警察政策研究センター所長）同　一瀬　圭一

中部管区警察局長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当）同　江口　有隣

警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）を命ずる

（警察庁長官官房人事課長）同　遠藤　剛

（警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策・調整担当）兼生活安全局付を命ずる

（沖縄県警察本部長）同　小堀龍一郎

警察庁長官官房人事課長を命ずる

（警察庁交通局運転免許課長）

警視長　稲盛　久人

警察庁交通局交通企画課長を命ずる

（警察庁長官官房人事課教養企画室長兼監察官）同　小倉　隆久

警察庁交通局運転免許課長を命ずる（以上一月二十二日）

（警察庁交通局長）警視監　早川　智之

辞職を承認する

（警視庁交通部長）同　日下　真一

警察庁交通局長を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　千代延晃平

警視監に任命する

警察庁警備局長を命ずる

（警視庁公安部長）警視監　若田　英

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　若田　英

内閣官房に出向させる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長）同　鎌谷　陽之

内閣府に出向させる

（大分県警察本部長）警視長　幡野　徹

警察庁刑事局捜査第二課長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策・調整担当）兼生活安全局付）警視監　遠藤　剛

警察庁刑事局捜査第二課長事務取扱を免ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）警視長　安枝　亮

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長兼国際捜査管理官を命ずる

（警察庁警備局付）同　永島　拓

警察庁警備局警備運用部警備第三課長兼警備運用部付兼長官官房付を命ずる（以上一月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する　宮原　賢次

従四位に叙する（各通）　大久保　博　谷本　勝利

正五位に叙する　伊勢谷憲一　武田　和夫

従五位に叙する（各通）　井上　利彦　大林　康夫　千葉　高男　山下　徳人　湯原　博之　米倉　洋

正六位に叙する（各通）　押尾　良晴　川崎　正信　田中　輝昭　永田純一郎　宮田　弘行

従六位に叙する（各通）　加藤美穂代　中川　忠弘　上野　秀昭　樫塚　昌彦

従七位に叙する（各通）（以上一月五日）　吉澤　康和

（広島大学名誉教授）

正四位に叙する　遠藤　民雄　大塚正登志　中山　茂　原口　忠夫

従五位に叙する（各通）　瀬川平八郎　中条　滋夫　原井　武治　山本　秀彦

正六位に叙する（各通）　合津　卓　市原　良英　棚澤　唯幸　小林　榮記　中村　蔚　橋本　正範　深井　信朗　福井　良弘　前川　年行

従六位に叙する（各通）　下久保直人

正七位に叙する（各通）　平原　俊次

従七位に叙する（以上一月六日）　桑原三四郎　青木捷一郎

従四位に叙する（各通）　蝦名　大也

（新潟市議会議員）　志田　常佳

正五位に叙する　堀口　康平　三浦　彬　宮川　上司　八樹　洋司

従五位に叙する（各通）　水野　昇

正六位に叙する（各通）　奥野　卓士　齋藤　啓作
　會田　虎夫　伊沢　昭男　井出　剛
　岡谷　義昭　河部　哲幸　菊池　辰夫
　小林　幸二　澤　博史　高井　稔
　中村　毅　福岡馬貴雄
従六位に叙する（各通）　劔持　智　齋藤　由房
（愛知県警部）　西田　孝
正七位に叙する（各通）　百北　昇　八鍬　榮藏
従七位に叙する（各通）（以上一月七日）　志村　壽彦
従六位に叙する　内田　新一
正七位に叙する（以上一月九日）　中島　通明
正六位に叙する（一月十日）
○叙勲
旭日双光章を授ける　宇座　徳幸
旭日双光章を授ける　森　政雄　吉永　榮治
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月五日）　片桐　章典
旭日小綬章を授ける　松川　勝三
旭日単光章を授ける（以上一月六日）　蝦名　大也
（新潟市議会議員）　志田　常佳
旭日中綬章を授ける（各通）　杉田　正十
旭日単光章を授ける（以上一月七日）　川島　勝人
　大久保　博　谷本　勝利
　武田　和夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　樫塚　昌彦　加藤美穂代
　小川　操　道菅　浩　秦野　幸弘
　地井　和裕
　山下　徳人
瑞宝双光章を授ける（各通）　古庄　萌
　上野　秀昭　貞広　良己
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月五日）　山本　秀彦
瑞宝小綬章を授ける　合津　卓　千野　博
　西村　章子　福井　良弘
瑞宝双光章を授ける（各通）　下久保直人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月六日）　青木捷一郎
瑞宝小綬章を授ける　宮川　上司　八樹　洋司
　澤　博史
瑞宝双光章を授ける（各通）　上瀧　信一　菊池　辰夫
　百北　昇　八鍬　榮藏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イランのイスラム革命記念日につき、二月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十二条の四の規定に基づき次の漁ろう操船講習を登録したので、同法第二十三条において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

令和八年二月十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年一月二十八日
二　登録番号　第一号
三　登録漁ろう操船講習実施機関の名称　一般社団法人大日本水産会
四　住所　東京都千代田区内幸町一―二―一　日土地内幸町ビル三階
五　代表者の氏名　枝元　真徹
六　登録漁ろう操船講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般社団法人大日本水産会
　東京都千代田区内幸町一―二―一　日土地内幸町ビル三階

登録漁ろう操船講習管理者等の研修等に関する公示

次に掲げる登録漁ろう操船講習管理者及び講師の研修並びに教科書を船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十五条の十第四号及び第五号の基準に適合すると認めたので公示する。

令和八年二月十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　研修

研修の名称	実施機関
管理者研修	一般社団法人大日本水産会
講師研修	

二　教科書

教科書の名称	著者	
教本	漁ろう操船講習教本	一般社団法人大日本水産会
視聴覚教材	漁ろう操船講習視聴覚教材	

国家試験

令和８年度衆議院事務局職員採用試験公告

令和８年度衆議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

令和８年２月13日　　衆議院事務局

1　試験の名称
(1)　衆議院事務局職員採用総合職試験（大卒程度試験）
(2)　衆議院事務局職員採用一般職試験（大卒程度試験）
(3)　衆議院事務局職員採用一般職試験（高卒程度試験）
(4)　衆議院事務局職員採用衛視試験
2　職務内容　衆議院の会議運営・調査に関する事務、一般事務及び衆議院内部の警察
3　採用予定人数
(1)　総合職試験（大卒程度試験）　３名程度
(2)　一般職試験（大卒程度試験）　15名程度
(3)　一般職試験（高卒程度試験）　15名程度
(4)　衛視試験　４名程度
4　採用予定期日　令和９年４月１日
5　総合職試験（大卒程度試験）
(1)　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表(一)の２級１号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
(2)　受験資格
ア　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者
イ　平成17年４月２日以降生まれた者で次に掲げる者
(ア)　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者
(イ)　衆議院事務局が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
(3)　第１次試験
ア　試験日　令和８年３月21日（土）
イ　試験場　東京都又は大阪府
ウ　試験内容
(ア)　基礎能力試験（多肢選択式）
(イ)　専門試験（多肢選択式）
①憲法、②行政法、民法、刑法、労働法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学、統計学、政治学・行政学、国際関係（①の６題は必須、②の45題のうち24題を選択）
エ　合格者発表　令和８年４月２日（木）

⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年４月15日（水）及び４月15日（水）から４月21日（火）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容
㋐　論文試験
憲法、行政法、民法、ミクロ経済学、マクロ経済学、政治学のうち２科目を選択
㋑　個別面接試験
エ　合格者発表　令和８年５月１日（金）
⑸　第３次試験（第２次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年５月18日（月）※国会情勢により変更する場合あり
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容　口述試験
⑹　最終合格者発表　６月上旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

6　一般職試験（大卒程度試験）
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の１級25号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格
ア　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者
イ　平成17年４月２日以降生まれた者で次に掲げる者
㋐　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者
㋑　衆議院事務局が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
ア　試験日　令和８年５月23日（土）
イ　試験場　東京都
ウ　試験内容
㋐　基礎能力試験（多肢選択式）
㋑　専門試験（多肢選択式）
①憲法、②行政法、民法、刑法、労働法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学、統計学、政治学・行政学、国際関係（①の６題は必須、②の45題のうち24題を選択）
㋒　論文試験
憲法、行政法、民法、経済学、政治学のうち１科目を選択（基礎能力試験及び専門試験の合計点が一定基準に達した者について、論文試験の採点を行う。）
エ　合格者発表　令和８年６月22日（月）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年７月14日（火）から７月17日（金）及び７月21日（火）から７月22日（水）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容　集団討論試験及び個別面接試験
⑸　最終合格者発表　９月上旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

7　一般職試験（高卒程度試験）
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の１級５号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格　平成17年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
ア　試験日　令和８年８月22日（土）
イ　試験場　東京都
ウ　試験内容
㋐　基礎能力試験（多肢選択式）
㋑　作文試験（第１次試験合格者は、基礎能力試験の成績で決定し、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）
エ　合格者発表　令和８年８月28日（金）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和７年９月中旬
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容　個別面接試験
⑸　最終合格者発表　10月中旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

8　衛視試験
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、議院警察職給料表の１級３号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格　平成16年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた者で次に掲げる者
ア　高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和９年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
イ　衆議院事務局がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
ア　試験日　令和８年８月22日（土）
イ　試験場　東京都
ウ　試験内容　基礎能力試験（多肢選択式）
エ　合格者発表　令和８年８月28日（金）
オ　柔道又は剣道の資格経歴の考慮について
衛視試験の第１次試験の合否判定に際して、柔道又は剣道の段位（２段以上）並びに日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会及びそれに準ずる大会の出場経験・成績を考慮することとする。（基礎能力試験において基準点に達した受験者のみ）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年９月中旬
イ　試験場　衆議院事務局又は衆議院事務局の指定した場所
ウ　試験内容
㋐　身体検査
㋑　体力検査
㋒　個別面接試験
なお、検査結果において、身長160㎝（女子154㎝）以上、裸眼視力が両眼とも0.6以上（又は矯正視力が両眼とも1.0以上）、色覚及び聴力が衛視としての職務の執行に支障がないこと、衛視としての職務の執行に支障のある疾患がないことのいずれかを満たさない場合、それを理由に不合格とすることがある。
⑸　最終合格者発表　10月中旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

9　受験手続及び問合せ先
⑴　各試験の受験申込は原則インターネットによる。なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、申込受付期間までに申し出ること。
⑵　提出書類　衆議院ホームページを参照すること。
⑶　受付期間
○　総合職試験（大卒程度試験）　令和８年２月19日（木）から３月５日（木）まで
○　一般職試験（大卒程度試験）　令和８年４月２日（木）から４月16日（木）まで
○　一般職試験（高卒程度試験）　令和８年６月25日（木）から７月９日（木）まで
○　衛視試験　令和８年６月25日（木）から７月９日（木）まで
○　インターネットによる受験申込は、受付期間に申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
⑷　併願受験　一般職試験（高卒程度試験）と衛視試験は併願することができない。
⑸　問合せ先　〒100―8960　東京都千代田区永田町１―７―１　衆議院事務局庶務部人事課任用係（衆議院第二別館）　電話03―3581―6866
⑹　その他
○　試験の詳細については、衆議院ホームページを参照すること。
○　病気、負傷や障害等により、受験に際して配慮を必要とする者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和八年二月十三日
　　掲載頁　二頁

令和八年二月十三日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（甲）モビリス合同会社
代表社員　一般社団法人モビリス
職務執行者　河原　正幸
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階
（乙）株式会社今井家具店
代表取締役　大崎　章司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/
（乙）https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/

令和八年二月十三日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（甲）ＴＦＨＤエネルギー株式会社
代表取締役　池内　敬
東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（乙）株式会社Ｈ＆Ｔコーポレーション
代表取締役　今井　良太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二、乙三及び乙四の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二、乙三及び乙四は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年七月二十三日
　　掲載頁　三一三頁（号外第一六八号）
（乙一）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年七月二十三日
　　掲載頁　二九五頁（号外第一六八号）
（乙二）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年七月二十三日
　　掲載頁　二九五頁（号外第一六八号）
（乙三）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年七月二十三日
　　掲載頁　二九五頁（号外第一六八号）
（乙四）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年七月二十三日
　　掲載頁　二九五頁（号外第一六八号）

令和八年二月十三日
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友浜松町ビル
（甲）株式会社ＣＢホールディングス
代表取締役　鈴木　尚之
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友浜松町ビル
（乙一）株式会社ＣＢコンサルティング
代表取締役　金城　和樹
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友浜松町ビル
（乙二）株式会社ＣＢリサーチ
代表取締役　鎮目　努
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友浜松町ビル
（乙三）株式会社ＣＢパートナーズ
代表取締役　齊藤　章平
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友浜松町ビル
（乙四）株式会社ＣＢメディカル
代表取締役　廣渡　弘美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jp-toushin.japanpost.jp
（乙）https://kessan.info/508023408.html

令和八年二月十三日
東京都中央区日本橋人形町一丁目一一番二号
（甲）ＪＰ投信株式会社
代表取締役　相田　雅哉
東京都千代田区大手町二丁目三番一号
（乙）ＪＰインベストメント株式会社
代表取締役　中村　昌史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年一月十三日
　　掲載頁　五十四頁（号外第六号）
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年二月五日
　　掲載頁　九十頁（号外第二十六号）

令和八年二月十三日
東京都千代田区内神田二丁目一五番九号
（甲）株式会社クライル
代表取締役　倉石　晃壮
東京都品川区大井一丁目四七番一号
（乙）株式会社コージーネット
代表取締役　倉石　晃壮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第九号）

令和八年二月十三日

東京都中央区八丁堀一丁目五番一号

（甲）株式会社アイビス

代表取締役社長　神谷　栄治

東京都中央区日本橋堀留町二丁目七―一

人形町デュープレックス一一〇二

（乙）株式会社ゼロイチスタート

代表取締役社長　諸藤　哲耀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一六四頁（号外第一七一号）

令和八年二月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（甲）日本シイエムケイ株式会社

代表取締役　石坂　嘉章

神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目一番一一号

（乙）シイエムケイ・プロダクツ株式会社

代表取締役　山口　喜久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　九十九頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十八頁（号外第一四一号）

令和八年二月十三日

川崎市幸区堀川町五八〇番地

ソリッドスクエア西館八階

（甲）大同油脂株式会社

代表取締役　小宮　健一

横浜市神奈川区子安通三丁目三九七番地

（乙）横浜石油企業株式会社

代表取締役　齋藤　正典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の総社員同意若しくは株主総会の承認決議は令和八年一月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（丙）https://establish.moneyforward.com/announcement/651363

令和八年二月十三日

新潟県見附市市野坪町二―五〇―一

（甲）合同会社ＢｌｕｅＷａｌｌｅｔ

代表社員　佐藤　正男

新潟県見附市市野坪町二―五〇―一

（乙）合同会社すいみー

代表社員　佐藤　正男

新潟県長岡市金房三―四―一〇

（丙）株式会社ウイリー

代表取締役　土田　大樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の臨時株主総会の承認決議は令和八年二月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.shinkoglass.co.jp/company/

（乙）https://www.nissekiglass.com/company/

令和八年二月十三日

富山市豊田町二丁目一二番五七号

（甲）新生ガラス株式会社

代表取締役　関谷　智宏

富山県高岡市戸出栄町七番地

（乙）日石硝子工業株式会社

代表取締役　黒田　雅史

代表取締役　関谷　智宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　福井新聞

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　七頁

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　九十六頁（号外第一八一号）

令和八年二月十三日

福井県福井市経田一丁目一〇四番地

（甲）株式会社ホクシン

代表取締役　前野　光正

大阪府大阪市淀川区西中島六―三―八

（乙）オーヨー株式会社

代表取締役　酒井　義昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　七十九頁（号外第十六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

静岡県浜松市浜名区平口五二六一番地の三

（甲）株式会社ハマエイ

代表取締役　藤田　政博

静岡県浜松市浜名区平口五二六一番地の三

（乙）浜名観光開発有限会社

代表取締役　藤田　政博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://juju-g.co.jp/

（乙）https://juju-g.co.jp/

令和八年二月十三日

名古屋市中村区東宿町一丁目五四番地

（甲）株式会社寿々

代表取締役　中村　充

名古屋市中村区東宿町一丁目五四番地

（乙）株式会社寿々ホールディングス

代表取締役　中村　充

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

各社の合併の承認決議は、甲については令和八年一月十六日、乙については令和八年一月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　四頁（商号変更前のロジスネクスト近畿株式会社名義にて掲載）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

京都府長岡京市東神足二丁目一番一号

（甲）ロジスネクストジャパン株式会社

代表取締役　大沼　俊也

東京都足立区千住橋戸町五〇番地

（乙）有限会社千富士オート

取締役社長　小林　幸雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fsastech.com/ja-jp/group/ftwi/about/kk/

（乙）https://www.fsastech.com./ja-jp/group/ftei/about/kk/

令和八年二月十三日

大阪市北区天満橋一丁目八番三〇号

（甲）エフサステクノロジーズ西日本株式会社　代表取締役　小柳　誠二

東京都千代田区岩本町三丁目一一番一一号

（乙）エフサステクノロジーズ東日本株式会社　代表取締役　酒巻　周一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　二頁

令和八年二月十三日

兵庫県姫路市御国野町御着三五二番地

（甲）株式会社エコリング

代表取締役　川端　宏

奈良市登美ヶ丘四丁目四番九号

（乙）株式会社エコリングＴＲＩＢＥ

代表取締役　是澤誠一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　六十四頁（号外第一七八号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　二頁

令和八年二月十三日

兵庫県姫路市御国野町御着三五二番地

（甲）株式会社エコリング

代表取締役　川端　宏

静岡県藤枝市上青島二一九番地の一

（乙）株式会社エコリングライフ

代表取締役　二神　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　二頁

令和八年二月十三日

神戸市中央区港島中町六丁目三番地の五

（甲）株式会社日興堂

代表取締役　佐藤　有亮

京都市上京区桝屋町三七〇丸太町東洋亭ビル一階

（乙）株式会社緑和堂

代表取締役　佐藤　有亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載紙　山陰中央新報

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　二頁

（乙）

掲載紙　山陰中央新報

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　二頁

令和八年二月十三日

島根県松江市上乃木四丁目八番二五号

（甲）山陰中央新報松江南販売株式会社

代表取締役　富田　英司

島根県松江市殿町三八三番地

（乙）株式会社中央新報サービス

代表取締役　富田　英司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://sys.tadano.co.jp/kessan/yonki/index.html

（乙）https://sys.tadano.co.jp/kessan/tcc/index.html

令和八年二月十三日

香川県仲多度郡多度津町西港町一四番地の一

（甲）株式会社タダノアイレック

代表取締役　北野　光彦

香川県丸亀市蓬莱町一七番地一

（乙）株式会社タダノコアテクセンター

代表取締役　三谷　俊祐

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

大分市泉町五番五号

（甲）合同会社サニーサイドアップＬＬＣ

代表社員　山村　昌子

大分市泉町五番五号

（乙）合同会社リエゾン

代表社員　山村　昌子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアグリ・ドローン事業部の営む事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.mitsuuroko-tec.com

令和八年二月十三日

東京都中央区京橋三丁目一番一号

（甲）株式会社ミツウロコアグリ

代表取締役　新井　卓

東京都足立区竹の塚三丁目一九番一二号

（乙）株式会社ミツウロコテック

代表取締役　川上　順

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十一頁（号外第十一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十五頁（号外第十一号）

令和八年二月十三日

東京都品川区西五反田五丁目一七番五号

（甲）株式会社オサダ

代表取締役　長田　吉弘

東京都品川区西五反田五丁目一七番五号

（乙）長田電機工業株式会社

代表取締役　長田　吉弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十一頁（号外第十一号）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十五頁（号外第十一号）

令和八年二月十三日

東京都品川区西五反田五丁目一七番五号

（甲）株式会社オサダ

代表取締役　長田　吉弘

名古屋市緑区大高町字中道一一番地

（乙）長田電機工業株式会社

代表取締役　長田　吉弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のステップモバイル運営事業に関する権利義務を承継し、乙はそれらを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一六二号）

令和八年二月十三日
東京都板橋区大山町四番七号
(甲) ステップモバイル株式会社
代表取締役　郷右近英樹
大阪府大阪市北区天神橋六丁目四番九号
(乙) 株式会社アクセスブリッジ
代表取締役　郷右近英樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の車載用電源製品の新規開発事業（但し、品番ＭＳＥ七六二シリーズ及びＭＳＥ七八八シリーズに関する事業を除きます。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一〇頁

(乙) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済。

令和八年二月十三日
東京都千代田区大手町二丁目二番一号
(甲) Ａｓｔｅｍｏ株式会社
代表取締役　竹内　弘平
東京都中央区日本橋二丁目五番一号
(乙) ＴＤＫ株式会社
代表取締役　齋藤　昇

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業務部が主管する事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.trc-inc.co.jp

(乙) https://www.trcs.co.jp

令和八年二月十三日
東京都大田区平和島六丁目一番一号
(甲) 株式会社東京流通センター
代表取締役　有森　鉄治
東京都大田区平和島六丁目一番一号
(乙) 株式会社テーアールシーサービス
代表取締役　石橋　光二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) https://global.fujitsu/ja-jp/subsidiaries/fjj/news/publicnotice

令和八年二月十三日
川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
(甲) 富士通株式会社
代表取締役社長　時田　隆仁
神奈川県川崎市幸区大宮町一番地五
(乙) 富士通Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役社長　長堀　泉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりｓａｎｔｅｃ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社（乙、住所愛知県小牧市大字大草字年上坂五八二三番地）の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十三日
愛知県小牧市大字大草字年上坂五八二三番地
Ａｑｕｍｅｎ Ｃａｐｉｔａｌ株式会社
代表取締役　山下　英哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業（ただし、乙が保有する子会社及び関連会社の株式に関する保有及び管理事業を除く。）に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) https://www.polyplastics-global.com/jp/

令和八年二月十三日
大阪市北区大深町三番一号
(甲) 株式会社ダイセル
代表取締役　榊　康裕
東京都港区港南二丁目一八番一号
(乙) ポリプラスチックス株式会社
代表取締役　宮本　仰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日
札幌市中央区北十条西十五丁目一番地五七
グランオール合同会社
代表社員　増田　涼平

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十三日
福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字落合四二一〇番地
農事組合法人落合生産組合
理事　小林　嘉信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日
福島県郡山市喜久田町卸二丁目六番地二
合資会社フクコー運輸
代表社員　阿部　昭広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日
埼玉県川口市西川口二丁目一四番一七―一号
並木合同会社
代表社員　五十嵐　咲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十三日
さいたま市岩槻区大字古ケ場七一七番地五
合同会社日通トレード
代表社員　張　超

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十三日
千葉県旭市井戸野一一四七番地
農事組合法人椎名牧場
理事　椎名　勝之
理事　椎名　久代
理事　椎名　寿行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

千葉県船橋市前原西二丁目一四番一―七一四号

メヴィ合同会社

代表社員　竹田　豪

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リコネットとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸一丁目一番地

二八号パークホームズ稲毛海岸ラコリエル六〇一

合同会社リコネット

代表社員　石川ゆりえ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都千代田区平河町二丁目七番四号砂防会館別館Ａ三階

ＧＲＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ合同会社

代表社員　一般社団法人ＧＲＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ

職務執行者　山本　健史

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一〇二頁（号外第一四四号）

令和八年二月十三日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

コーニングジャパン株式会社

代表取締役　古川　貴浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都中央区銀座一丁目二一―一六

合同会社ＫＯＮＯＨＡ

代表社員　中村　翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都港区赤坂六丁目三番一六号三階

スマイル１合同会社

代表社員　新進エネルギー合同会社

職務執行者　呉　承修

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｅｌｅｘｉａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

長野県安曇野市堀金烏川六八六番地二二

合同会社ＯＡＳＩＳ

代表社員　諸井　浩司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

名古屋市中村区名駅南一丁目二番一三号

合資会社宮鍵

代表社員　森　重之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

大阪府堺市堺区中安井町三丁四番一〇号

田中コンサルティング合同会社

代表社員　田中　勇二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

熊本市東区石原三丁目六番一三号

合同会社ＳＯＤＥＮ

代表社員　江藤　隆幸

効力発生日変更公告

当社は、令和八年二月二十一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年三月二十八日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月十三日

群馬県前橋市上沖町二四二番地一

有限会社スイコー

代表取締役　木村　治好

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年二月十四日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年三月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番一六号

サイファー株式会社

代表取締役　藤原　雅生

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番一六号

サイファーグループ株式会社

代表取締役　藤原　雅生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百九十万五千二百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十五日

掲載頁　一一七頁（号外第二七三号）

令和八年二月十三日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

アスパラントグループ株式会社

代表取締役　中村　彰利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は令和八年二月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

横浜市神奈川区菅田町二三三四番地一

小倉運輸有限会社

代表取締役　花見　光夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千六百七十万円（うち資本準備金とする額一億三千六百七十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/165842/announces

令和八年二月十三日

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号

株式会社ミーバイオ

代表取締役　早水　建祥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和八年三月九日を払込期日とする募集株式の発行により増加する資本金の額と同額である五億円を減少し、一億円とすることにいたしました。

なお効力発生日は令和八年三月十九日であります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は当社の電子公告により開示しております。

https://www.keikyu-store.co.jp/publicnotice/

令和八年二月十三日

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番八号

株式会社京急ストア

代表取締役　小泉　雅彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　四十二頁（号外第一五二号）

令和八年二月十三日

東京都港区海岸一丁目五番二〇号

株式会社ニジオ

代表取締役　石坂　匡史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千一百万円減少することにいたしました。なお、減少する六千一百万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　九十頁（号外第二十六号）

令和八年二月十三日

京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町二九六番地四条堀川ビル五階

株式会社リトルコンシェル

代表取締役　三田　昌徳

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十七億千七百二万五千円減少し〇円とし、減少する資本準備金の額を全額その他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nisseihd.co.jp/

令和八年二月十三日

東京都港区西新橋一丁目一八番一七号

日精ホールディングス株式会社

代表取締役　丸山　竜司

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十七日を効力発生日とする株式会社橋本組、株式会社ストレート及び九州大樹株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月六日

掲載頁　二十九頁（号外第二号）

令和八年二月十三日

東京都世田谷区松原二丁目四〇番一二号

ルシエル明大前

株式会社ＴＡＫＵ　ＢＡＳＥ

代表取締役　橋本　直樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十七日を効力発生日とする株式会社アサヒとの株式交換（以下「本株式交換」といいます）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　六十二頁（号外第二十四号）

令和八年二月十三日

沖縄県那覇市泊二丁目一番地一一

朝日産業ホールディングス株式会社

代表取締役　具志堅桂子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百六十五万円、資本準備金の額を二千八百三十五万円、利益準備金の額を五百八十万円減少し、それぞれ三千万円、八百三十万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

栃木県宇都宮市平出工業団地三七番地五

有限会社千秋鍍金工業所

代表取締役　桐原聡二郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億千七百三十万円、資本準備金の額を八億五千七百三十万円減少し、それぞれ九千万円及び〇円とすることにいたしました。なお、減資の効力発生日までに新株予約権が行使された場合、資本金の額、減少後の資本金の額、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年三月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tsukubaseiko.co.jp/

令和八年二月十三日

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺二一六八番地一〇

筑波精工株式会社

代表取締役　傅　寶莱

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五五〇〇万円、資本準備金の額を六五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://torana.co.jp/koukoku/

令和八年二月十三日

千葉県千葉市中央区鶴沢町二〇番一六号

株式会社トラーナ

代表取締役　武川　克己

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円、資本準備金の額を三億八千二百五十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　七十六頁（号外第一四四号）

令和八年二月十三日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＪＳＭＣホールディングス株式会社

代表取締役　吳　元雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を七千八百万円、資本準備金の額を七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十三日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

株式会社ＷＤ２

代表取締役　廣橋　清司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額を金一億一四〇六万七九八五円、資本準備金の額を金一億一四〇六万七九八四円増加することを条件に資本金の額を七億一六七〇万五〇二五円、資本準備金の額を七億九一七〇万五〇二四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十三日

東京都港区北青山二丁目五番一号

株式会社アイライツポート

代表取締役　髙部　公彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千十五万円、資本準備金の額を九億千四百三十四万二千八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　六十七頁（号外第二八六号）

令和八年二月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目三番五号

株式会社エアロネクスト

代表取締役　田路　圭輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十九億一百万円、資本準備金の額を五十九億円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　一一七頁（号外第一三八号）

令和八年二月十三日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

株式会社ＲＡＣＴＨＥＲＡ

代表取締役　池田　篤史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年二月十三日

東京都中央区入船二丁目二番二号

株式会社ＰＥＧＡＳＵＳ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　前田　直寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

福島県福島市北矢野目字樋越一番地

福島市中央卸売市場青果精算株式会社

代表取締役　池田　進二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月六日開催予定の臨時株主総会において、定款一部変更議案が承認可決されることを条件に、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

千葉県柏市船戸山高野八八番地の六

株式会社渋谷組

代表取締役　嶌田　政司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

東京都港区東新橋二丁目三番一七号

センクシア株式会社

代表取締役　林　雄一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

東京都港区東新橋二丁目三番一七号

株式会社免制震ディバイス

代表取締役　林　雄一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

東京都目黒区東山二丁目一〇番八号

滝野川自動車株式会社

代表取締役　鈴木　和江

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

東京都中央区日本橋横山町五番六号

トキワ商事株式会社

代表取締役　儀　吉子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十三日

新潟県長岡市殿町一丁目五番地六

株式会社山崎組

代表取締役　髙田　守

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野口直子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

横浜市都筑区早渕一丁目二七番一二号

White Knight Fluid Handling Inc.

日本における代表者　野口　直子

合併公告及び吸収分割公告

左記会社のうち甲（令和八年三月三十一日付で株式会社ＢＰＪに商号変更予定）及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また左記会社のうち甲及び丙は、右合併の効力発生及び甲の解散を条件として、吸収分割して丙は甲の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの合併及び吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙を除く各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一二〇頁（号外第一六六号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十三日

大阪市中央区北浜二丁目二番二二号

（甲）株式会社ビーツ

代表取締役　柏木　又浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（乙）合同会社ＣＳ

代表社員　一般社団法人ＣＳ

職務執行者　園田　英一

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（丙）株式会社ＢＴ

代表取締役　西脇　大介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一百十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s09336-y36de/

令和八年二月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

Ｔａｉｌｏｒ特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和七年十二月九日に確定給付企業年金法第八六条第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都青梅市東青梅二丁目一一番地の八

株式会社東洋レンズ

規約型確定給付企業年金清算人　破産者

株式会社東洋レンズ

破産管財人　幸村　俊哉

正　誤

令和八年二月十二日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年六月二十四日（号外第百四十号）公布法律第四十七号（電気事業法等の一部を改正する等の法律）（原稿誤り）				
五三	下	二二～二三	第九十五条まで	第九十四条まで、第九十五条
〃	〃	二八	第六条	第六条及び附則第九十四条の二

六七ページ下段終りから一三行目と一二行目の間に次のように加える。

第九十四条の二　独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「第三項」を「第四項」に改める。